

第 7 9 3 回むつ市教育委員会会議

規則等の一部改正議案 新旧対照表

目

次

議案第	1 号	むつ市奨学金貸与条例の一部を改正する条例新旧対照表……………	1
議案第	2 号	むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表……………	5

議案第 1 号参考資料

むつ市奨学金貸与条例の一部改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(奨学金の貸与期間) 第 3 条 (略) <u>(貸与の申請)</u> 第 3 条の 2 奨学金の給付を希望する者は、むつ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。 <u>(奨学生の決定)</u> 第 3 条の 3 教育委員会は、前条の申請があったときは、教育委員会が定める基準に基づきその内容を審査し、奨学生を決定する。 2 前項の場合において、同項の申請に係る人数が予算の範囲内において教育委員会が定める人数を超えるときは、むつ市奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審議を経なければならない。 (選考委員会) 第 4 条 奨学生選考の適正を図るため、<u>選考委員会</u>を置く。 2 (略) 3 委員は、次に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱する。 (1)～(3) (略) 4 (略)	(奨学金の貸与期間) 第 3 条 (略) (選考委員会) 第 4 条 奨学生選考の適正を図るため、<u>むつ市奨学生選考委員会</u>（以下「選考委員会」という。）を置く。 2 (略) 3 委員は、次に掲げる者のうちから<u>むつ市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。 (1)～(3) (略) 4 (略)

(奨学金の貸与額)

第5条 奨学金の貸与額は、次に掲げる額とする。

- (1) (略)
- (2) 大学、大学院、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学する者 月
額4万円

(奨学金返還の猶予)

第9条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、願い出により相当の期間奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 学校の正規の修学年限を修了後引き続き上級学校に進学したとき。
- (2) 疾病その他特別の事情により奨学金の返還が困難なとき。

2 下北地域(むつ市及び下北郡の区域をいう。以下同じ。)の公立小中学校(公立学校のうち、小学校及び中学校をいう。以下同じ。)で教諭として勤務することを希望するものとして教育委員会が特に認めた奨学生(以下「教諭志望奨学生」という。)であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、願い出により相当の期間奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 下北地域の公立小中学校に教諭として勤務しているとき。
- (2) 青森県内の公立小中学校に勤務しており、下北地域の公立小中学校に教諭として勤務することを希望しているとき。

(奨学金返還の免除)

第10条 奨学生又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その全額又は残額を免除することができる。

(奨学生の決定)

第4条の2 教育委員会、選考委員会の審議を経て、奨学生を決定する。

(奨学金の貸与額)

第5条 奨学金の貸与額は、次に掲げる額とする。

- (1) (略)
- (2) 大学、大学院、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学する者 月
額3万円

(奨学金返還の猶予)

第9条 奨学生が学校の正規の修学年限を修了後引き続き上級学校に進学したとき、又は疾病その他特別の事情により奨学金の返還が困難なときは、願い出により相当の期間その返還を猶予することができる。

(奨学金返還の免除)

第10条 奨学生又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したとき、又は心身に著しい障害を受けたときは、その全額又は残額を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 心身に著しい障がいを受けたとき。
 - (3) 著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、相当の期間資力の回復が困難であると認められる場合で、弁済の見込みがないと認められるとき。
- ２ 教諭志望奨学生であった者が前条第２項の規定により奨学金の返還の猶予をされ、かつ、下北地域の公立小中学校の教諭として第７条第２項第１号の返還期間と同等の期間勤務したときは、その全額又残額を免除することができる。ただし、当該期間を満了する前に退職したとき（懲戒処分（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２９条の規定による処分をいう。）を受けた場合を除く。）は、当該勤務した期間に本来返還すべきであった奨学金の返還を免除することができる。

議案第 2 号参考資料

むつ市立学校設置条例の一部改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行																																		
市立学校を次のとおり設置する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>むつ市立脇野沢小学校</td><td>むつ市脇野沢瀬野川目 8 5 番地 2</td></tr> <tr> <td><u>むつ市立南小学校</u></td><td><u>むつ市大字奥内字中野 4 0 番地</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>むつ市立関根中学校</td><td>むつ市大字関根字北関根 9 9 番地 2</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>むつ市立脇野沢中学校</td><td>むつ市脇野沢瀬野川目 8 5 番地 2</td></tr> <tr> <td><u>むつ市立南中学校</u></td><td><u>むつ市大字奥内字中野 4 0 番地</u></td></tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		むつ市立脇野沢小学校	むつ市脇野沢瀬野川目 8 5 番地 2	<u>むつ市立南小学校</u>	<u>むつ市大字奥内字中野 4 0 番地</u>	(略)		むつ市立関根中学校	むつ市大字関根字北関根 9 9 番地 2	(略)		むつ市立脇野沢中学校	むつ市脇野沢瀬野川目 8 5 番地 2	<u>むつ市立南中学校</u>	<u>むつ市大字奥内字中野 4 0 番地</u>	市立学校を次のとおり設置する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>むつ市立脇野沢小学校</td><td>むつ市脇野沢瀬野川目 8 5 番地 2</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>むつ市立関根中学校</td><td>むつ市大字関根字北関根 9 9 番地 2</td></tr> <tr> <td><u>むつ市立近川中学校</u></td><td><u>むつ市大字奥内字江豚沢 1 番地 2</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>むつ市立脇野沢中学校</td><td>むつ市脇野沢瀬野川目 8 5 番地 2</td></tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		むつ市立脇野沢小学校	むつ市脇野沢瀬野川目 8 5 番地 2	(略)		むつ市立関根中学校	むつ市大字関根字北関根 9 9 番地 2	<u>むつ市立近川中学校</u>	<u>むつ市大字奥内字江豚沢 1 番地 2</u>	(略)		むつ市立脇野沢中学校	むつ市脇野沢瀬野川目 8 5 番地 2
名 称	位 置																																		
(略)																																			
むつ市立脇野沢小学校	むつ市脇野沢瀬野川目 8 5 番地 2																																		
<u>むつ市立南小学校</u>	<u>むつ市大字奥内字中野 4 0 番地</u>																																		
(略)																																			
むつ市立関根中学校	むつ市大字関根字北関根 9 9 番地 2																																		
(略)																																			
むつ市立脇野沢中学校	むつ市脇野沢瀬野川目 8 5 番地 2																																		
<u>むつ市立南中学校</u>	<u>むつ市大字奥内字中野 4 0 番地</u>																																		
名 称	位 置																																		
(略)																																			
むつ市立脇野沢小学校	むつ市脇野沢瀬野川目 8 5 番地 2																																		
(略)																																			
むつ市立関根中学校	むつ市大字関根字北関根 9 9 番地 2																																		
<u>むつ市立近川中学校</u>	<u>むつ市大字奥内字江豚沢 1 番地 2</u>																																		
(略)																																			
むつ市立脇野沢中学校	むつ市脇野沢瀬野川目 8 5 番地 2																																		